

# 「飲酒運転の根絶に向けた総合的な取組」について（案）

長野県教育委員会

教職員による飲酒運転が、毎年のように発生している状況に鑑み、飲酒運転の根絶に向けた取組を強化する必要がある。このため、各学校においては、1および2の取組を実施するとともに、県教育委員会として、各学校の取組を3のとおり支援していくものとする。

## 1 飲酒運転根絶のための年間研修計画の策定と実践

### (1) 基礎研修（年度当初）

教育公務員としてのコンプライアンス意識を高める研修の中で、飲酒運転についての基本的な知見を学び、根絶についての意識を新たにす。その後飲酒運転根絶への「誓い」を自身の言葉で書く。

### (2) 外部講師等による研修（5～6月期）

警察官等の専門家を講師とした研修や、一般企業のコンプライアンス担当者、地域の方等を講師とした研修を実施。その中で、飲酒運転防止を目的に作成されたDVD等を視聴。甘えを許さない厳しい社会の見方や飲酒運転に関する専門的・科学的知見を学び、飲酒運転根絶への決意を深める。また、この講習会に地域の方々にも参加してもらい、地域とともに飲酒運転根絶に取り組む風を醸成する。

### (3) 少人数グループ、ワークショップ等による研修（年間2回程度）

飲酒運転根絶への決意、家族への思い、飲酒運転により引き起こされる状況や被害者の苦しみ等を教員同士で語り合う活動を通して、自分事として飲酒運転根絶に向けた思いを深める。

### (4) 研修成果の地域への発信（12月期）

各学校での飲酒運転根絶に向けた研修内容・成果（教職員の感想・決意等）や地域と共に行う活動等を、コミュニティスクール学校運営委員会等で協議するとともに地域に発信する。

## 2 個別支援および防止体制の充実

### (1) 個別支援の充実

- 教職員の状況を把握し、日常的な業務支援、相談、精神面のフォローアップを継続実施
- 悩みを相談する窓口等、相談体制を充実

### (2) 飲酒運転防止のための校内ルールづくりと運用

- 酒宴への自家用車参加原則不可、代行利用者を帰途に就くまで見送る等、校内ルールを徹底運用

## 3 県教育委員会の支援

- 非違行為防止研修の計画書の提出、主幹指導主事の学校訪問における計画書に基づいた指導、実施報告書の提出
- 各学校の取組を紹介し合う場を校長会等で設定し、各校における研修推進を支援
- 基礎研修、ワークショップ等の研修に係る資料提供、「心に響いた研修事例集」作成
- 教員がメンター（よき相談相手、助言者）等に悩みを相談できる体制づくりに係る研究 等

※ 下線部は、新たに強化した取組